

## 国民年金保険料の納付について

(町民税務課)

平成25年度の保険料は、月額15,040円となります。保険料は、前納(1年分または6カ月分)することができま

### 前納について

◆前納すると保険料の割引が受けられます。  
◆前納は現金による納付のほか、口座振替による納付も可能です。

まとめて納付(前納)すると保険料がおトクになります!!

(平成25年度保険料月額15,040円)

### 【1年分の保険料】

おトク!!

□座振替では  
3,780円  
納付書では  
3,200円

毎月納めると  
180,480円

前納すると  
□座振替では  
176,700円  
納付書では  
177,280円

### 【6カ月分の保険料】

おトク!!

□座振替では  
1,030円  
納付書では  
730円

毎月納めると  
90,240円

前納すると  
□座振替では  
89,210円  
納付書では  
89,510円

※平成25年4月以降に国民年金の第1号被保険者になられた

方が前納を希望された場合は、最初に加入された月分から年度末の3月分までの保険料となります。

※納付書の発行日によって、前納で納められない月分の保険料がある場合がありますので、ご注意ください。

※国民年金はクレジットカードでのお支払いもできません。

【経済的に保険料の納付が困難なときは申請免除を】

○保険料 全額免除または3/4、半額、1/4免除があります。

○対象者 所得が少ないなど、保険料を納めることが著しく困難と認められる方

※平成24年度に申請免除が承認された方で、継続して免除を希望される方の申請は不要です。ただし、年度中に免除の内容に変更がある方は、再度申請が必要となります。

なお、任意加入被保険者は対象となりません。

○対象期間 7月〜翌年6月

【学生のための納付特例】

○保険料 全額を納付猶予

○対象者 本人の所得が118万円以下で、大学(大学院)、短大、高等専門学校等に在学する20歳以上の学生の方  
※夜間、定時制、通信制の学生

も対象となります。  
※毎年申請が必要です。

○持参する物 学生証

○対象期間 4月〜翌年3月

【若年者のための納付猶予】

○保険料 全額を納付猶予

○対象者

30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額(全額免除の基準と同額)以下の方

○対象期間 7月〜翌年6月  
※ご注意ください

学生納付特例期間や若年者納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格要件には算入されませんが、年金額には反映されません。

学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができます。

○お問い合わせ

◆下館年金事務所

☎0296(25)0811

◆町民税務課 町民G

☎(84)1965(直通)

## 子宮頸がん等ワクチンの予防接種について

(健康福祉課)

平成23年4月から、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの全額公費負担(無料)による助成を実施していますが、

平成25年4月1日から定期予防接種となります。

○接種方法 委託医療機関での個別接種です。直接医療機関に予約のうえ接種してください。

※委託医療機関以外で接種した場合は助成の対象となりません。

○医療機関へ持参する物

◆母子健康手帳

◆予診票

◆健康保険証など、氏名や生年月日等が確認できるもの

※接種対象者・接種回数・予診票・委託医療機関については、保健センターまでお問い合わせください。

○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

## すくすく相談のお知らせ

(健康福祉課)

ことばや心身の発達の心配のある乳幼児と保護者を対象に、臨床心理士・保健師等による発達相談を、月1回実施しています。個別相談で、事前に予約が必要です。

○日時 4月5日(金)、

5月10日(金)、6月14日(金)

○受付時間 午後1時〜4時

○場所 保健センター

○お申し込み・お問い合わせ 保健センター ☎(84)1910